

商工労働ニュース

事業主の皆様へ

従業員の方々へ
商工労働ニュースの
閲覧をお願いします!

Vol.12

2009
春

特集

平成21年度商工労働関係予算紹介

雇用対策について

雇用維持についてのお願い

助成金制度のご案内

緊急雇用相談窓口を設置しました



休憩所や多世代交流の場として
街の駅「一番街プラザ」が中心商店街の
一番街に2月1日にオープンしました。

(詳細記事 7ページ)

街の駅「一番街プラザ」



CONTENTS

「久留米市企業立地セミナーIN大阪」を開催
久留米農産物資源活用・ブランド化研究セミナー開催
農業経営IT化講習会開催
工場見学会の報告
農商工連携を活かして新商品等の開発に役立ててみませんか?
1割おトクな商品券が販売されます
新酒の季節です

ほとめきのお花実会
平成22年8月から事業所税が課税されます
一番街プラザ(街の駅)をご利用ください
職業訓練センター講座案内
久留米コンピュータ・カレッジ 求人のお願い
あなたの会社のセクシュアルハラスメント対策は万全ですか?
「子育て応援宣言」登録企業・事情所を募集しています

平成21年度 商工労働関係予算紹介

わが国経済は、世界的な金融危機の深刻化や世界景気の一層の下振れ懸念などによって、今後、地方経済や中小企業者にとって非常に厳しい状況が続くことが予想されています。

一方、雇用情勢については、景気悪化に伴い派遣労働者を中心とした解雇等の雇用調整や、採用内定者に対する内定取り消しなど、社会全体に大きな不安を与える深刻な問題も生じています。

このような中、本市では、中小企業の経営悪化による地域産業の減退や、労働者の雇用環境の悪化、地域商業の活性化などの多くの課題の解決に向けた取り組みを行います。

また、バイオを中心とした次世代新産業の創出・育成、企業誘致の促進と雇用創出、中心市街地の活性化および地域商業の振興など、これからの商業・工業・雇用をにらんだ施策を展開していきます。

ここでは、今年度の商工労働関連予算の主なものをご紹介します。

雇用の促進と労働福祉施策の充実

雇用相談事業 225万3千円

離職を余儀なくされた方を対象に、雇用相談等の事業を行います。

特定求職者雇用対策事業 1,367万6千円

国の認定する特定求職者を雇用した事業所への補助や、障害者の就労支援事業などを通して、雇用安定の向上を図ります。

若年者就職支援事業 513万円

サンライフ久留米内に福岡県若年者しごとサポートセンター 筑後ランチにおいて、若年者の就職支援を行います。

久留米市雇用問題協議会助成 758万9千円

各種就労支援や事業主や労働者への啓発活動を通じて雇用の安定と、勤労者福祉の向上を図ります。

勤労者等貸付金事業 4,640万円

社内に貸付制度のない中小企業に働く勤労者に低利で生活資金の貸し付けを行います。

仕事と子育ての両立支援事業 100万円

企業における仕事と子育ての両立支援を推進するため、商工関係団体と連携し、支援体制を整備します。



久留米市雇用問題協議会主催 合同会社説明会

地域企業の育成・産業間連携の促進

地域商業活性化事業 1,300万6千円

地域商店街の空き店舗補助や、商工会等が取り組む地域商業の活性化事業等への支援を行い、商業の振興を図ります。

中小企業金融対策事業 94億8,678万1千円

緊急経営支援資金をはじめとした市融資制度を通して、中小企業の資金調達の円滑化を支援します。

中小企業融資利子・保証料補給金 1億1,275万8千円

市融資制度借入時の保証料や利子の補給を実施し、中小企業の資金調達における負担軽減を実施します。

地域企業育成事業 2,289万円

県の緊急雇用創出事業を活用して、地場企業情報等の調査事業を行います。また、自動車産業を含む大手発注企業と地場製造業者との商談会を開催し、地場製造業の受注機会の確保・取引拡大を図ります。



久留米広域商談会の様子

商工指導機関助成 7,107万円

商工会議所および商工会等に対して助成を行い、中小企業等の振興を図ります。

地場産業総合振興事業 3,500万4千円

久留米地域地場産業振興センター等に対して助成を行い、伝統的な地場産業の振興を図ります。

地域産業の再生・活性化を目指した、商業・工業施策

新産業・新事業の創出

新産業創出支援体制充実事業 2,320万2千円

(株)久留米リサーチ・パークを通じて、地域の中小企業の新製品、新商品開発を支援します。

バイオ産業振興事業 4,686万6千円

久留米市の重点産業分野であるバイオ関連産業の振興を推進します。

開発・創業者支援事業 8,478万6千円

新規開業希望者に対する創業支援や金融支援の充実を図り、ベンチャー企業育成を支援します。

ビジネスインキュベーション支援事業 727万7千円

(株)久留米ビジネスプラザのインキュベートルームを活用した新事業創出や、同施設内に設置された久留米知的所有権センターにおける知的財産の普及活用を支援します。



都心部のイルミネーション

企業誘致の促進と産業団地の整備

企業誘致推進事業 846万8千円

久留米ビジネスパーク、久留米・広川新産業団地をはじめとした産業団地に積極的に誘致を行い、地域経済基盤の強化を図ります。

産業立地交付金 1億9,403万4千円

産業振興奨励金 4,454万7千円

企業立地促進資金利子等補給金 735万7千円

企業誘致の推進を図るため、企業の設備等の借入金に対する利子および保証料の補給や、固定資産税相当額の助成、用地取得費に対する助成を行います。

中心市街地の活性化と商業再生

都心部商業活性化事業 3,803万9千円

店舗改修費の補助や起業家育成補助による街なかへの出店促進、タウンモビリティを始めとしたNPO等との連携事業を支援します。

中心市街地再整備事業 1億5,863万3千円

多目的催事施設の開設・運営や久留米六角堂広場の運営・イベントの開催を支援します。優良建築物等整備事業等を活用した新世界地区等における民間事業者の再開業事業を支援します。

都心部にぎわい空間整備事業 750万円

イルミネーションによる冬季の魅力づくりを支援します。

都心部商店街イベント助成 314万5千円

イベント事業等による賑わいづくりを支援します。

東町公園再整備事業 1億2,500万円

子どもから高齢者まで集い憩える広場への改良を行います。

4月より中心市街地への 空き店舗出店 補助制度を拡充します

新規出店改装費補助に加え、既存店がサービス業・飲食業への業種転換を行う際の補助制度を新設。

◎新規出店改装費

補助対象経費の50%以内
補助限度額1階300万円、2階150万円

◎既存店業種転換改装費

補助対象経費の20%以内
補助限度額1階100万円、2階50万円

問い合わせ先

中心市街地活性化推進室 TEL0942-30-9168

※4月からは名称が街なか再生室に変わります。

「久留米市企業立地セミナーIN大阪」を開催

2月18日、大阪市において、関西圏に生産拠点を構える幅広い業種の企業を対象に、「久留米市企業立地セミナーIN大阪」を開催しました。

冒頭の挨拶で、江藤守國市長が久留米市の伝統や文化を紹介し、続けて商工労働部企業誘致推進課から市の恵まれた企業立地環境や産業施策について説明しました。

その後「これからの地域経済とアジア」と題し、元丸紅大連支店長で、現在西南学院大学商学部教授の立石揚志(ようじ)氏による基調講演を行いました。講演ではアジア、とりわけ中国の重要性を強調され、「中国は日本にとっても運命共同体の領域に入った。特に九州は地域の特性を生かしながら中国、韓国、台湾等との交流を域内経済、あるいは内需の一つと考える必要がある。その際、久留米としては伝統的モノづくり、交通の要、バイオ技術を中心とした先端産業への取り組みといった生かされていない特性を国内外に広めていくというやり方があるのではないか」と助言されました。

60数名の参加者も熱心に聞き入っていました。



久留米市の産業施策説明の様子



立石揚志教授による基調講演

久留米農産物資源活用・ブランド化研究セミナー開催

1月19日に「久留米農産物資源活用・ブランド化研究セミナー」が道の駅くるめにて開催され、79名の参加がありました。

ブランドネットワークインセプト代表の渋谷清氏にご講演いただき、地域農産物の機能性に着目した商品開発のポイントやブランド化を進める基礎的なノウハウからデザイン・販売促進など実践的なブランド化戦略まで、経験を交えながらわかりやすく解説していただきました。

また、九州大学大学院農学研究院尾崎行生准教授からは、ヤブツバキの遺伝的変異を明らかにしながら、わが国においてヤブツバキがどのように分布を広めていったのかについて詳しく説明していただきました。

参加者からも「普段学ぶことのない内容でとても勉強になった。」「農業都市久留米にふさわしい内容だった。」という声がありました。



講演する渋谷 清氏

農業経営IT化講習会開催

1月20日～2月5日までの4日間にわたり、農業経営IT化セミナーが久留米ビジネスプラザにて開催され、20名の定員を上回る25名の参加がありました。

この講習会では合計12時間あまり、自分たちの育てた農作物や農業のことを一般の方にブログを使ってPRするために、「発信するコツ」「魅力あるブログを作るコツ」「携帯電話からブログ投稿する方法」などといった内容を学習しました。

20代～60代の方々まで様々な年代の方が参加され、「ブログがこんなにも読まれているとは知らなかった」「早速、ブログを作って情報を発信したい」などという感想がありました。

受講生たちの今後の活躍が期待されます。



講演会の聴講風景

工場見学会 (株)ノリタケスーパーアブレーション

2月10日(火)、市内の中小製造業者を対象に、ダイヤモンド工具メーカーの(株)ノリタケスーパーアブレーション(田主丸町)にて工場見学会を実施しました。

この見学会は、市内の中小製造業者が、先進的な取り組みや独自の取り組み等を行う大手製造業者を訪問して意見交換や情報収集を行うとともに、企業間のネットワークを拡大することを目的に開催したもので、今回は16社21名に参加していただきました。

見学会では、(株)ノリタケスーパーアブレーションの概要について説明を受けた後、グループに分かれて工場内を案内して頂きました。見学後の意見交換では、製造原価低減のための工夫や、職場環境の改善などについての質疑が交されました。

参加者からのアンケートでは、「他社の工夫を見ることができて勉強になった」「仕事の流れ、取り組み方、環境についての考え方などが参考になった」などの感想もあり、今回の見学会が、参加企業のレベルアップや取り引き拡大に役立つことが期待されます。



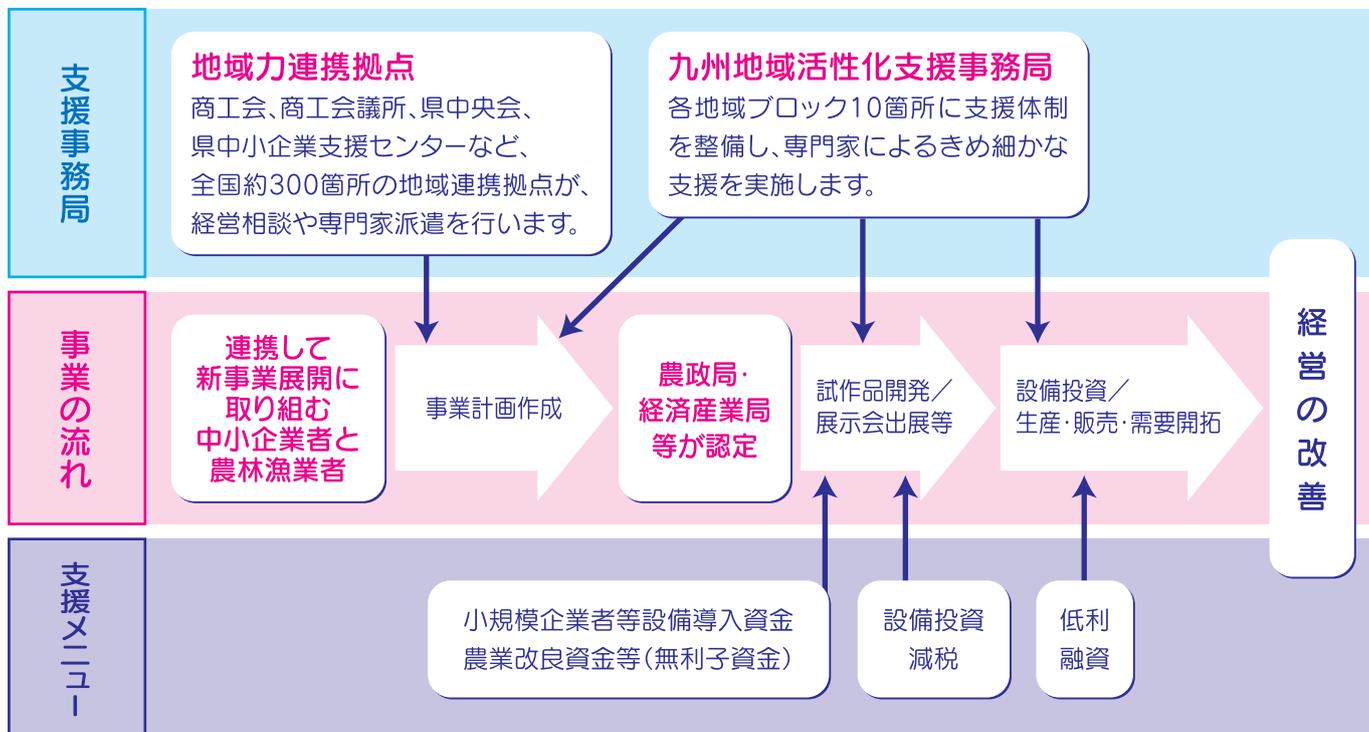
製品の説明を受ける参加者

農商工連携を活かして新商品等の開発に役立ててみませんか？

国では、農林漁業者、中小企業者だけでは開発・生産することが難しかった商品・サービスを、両者が協力し合うことで創出・販売していく取り組みを支援するために、平成20年7月「農商工連携促進法」を施行しました。

中小企業者と農林漁業者が連携して「農商工連携等事業計画」を作成し認定されると、新商品の開発、市場調査、試作品開発の補助や、低利融資、設備投資減税などの支援を受けることができます。

農商工連携支援の流れ



問い合わせ先

九州地域活性化支援事務局(中小企業基盤整備機構) TEL092-263-0323

地域力連携拠点事務局(久留米商工会議所) TEL0942-33-0213

1割おトクな商品券が販売されます

市内の商工団体(久留米商工会議所・久留米南部商工会・東久留米商工会・田主丸町商工会・北野町商工会)から、10%プレミアム付商品券が販売されます。地域の加盟店で1割分おトクにお買い物ができるチャンスです。ぜひお買い求め下さい。例えば1万1千円分の商品券が1万円で購入できます。

- ◆ 4月15日(水)から、下記の各団体より発行・販売されます。
- ◆ 商品券は、10月14日(水)まで使えます(※発行日から6ヶ月間)。
- ◆ 商品券を使える地域は、主に、各発行団体の管轄地域内のお店などとなります。
- ◆ 商品券を使えるお店(加盟店)や、販売窓口などは、各発行団体へお問い合わせ下さい。

商品券の発行団体・問い合わせ先

発行団体	主な利用可能地域	問い合わせ先	ホームページ・アドレス
久留米商工会議所	以下の地域を除く久留米市内のすべて	0942-33-0211	http://www.kurume.or.jp/
久留米南部商工会	荒木町・大善寺町・安武町・城島町・三瀬町など	0942-64-3649	http://nanbu-shoko.jp/
東久留米商工会	善導寺町・大橋町など	0942-47-1231	http://www.joho-fukuoka.or.jp/kigyo/tosyoko/
田主丸町商工会	田主丸町	0943-72-2816	http://www.joho-fukuoka.or.jp/kigyo/tashokou/
北野町商工会	北野町	0942-78-3311	http://www.kitano.or.jp/

新酒の季節です

御存知ですか？実は、久留米は国内有数の酒処です。

脈々と受け継がれてきた杜氏の技により、筑後川の伏流水と筑後平野で育まれる良質な酒米から、今年も珠玉の一杯が生まれました。この新酒の季節に、地元久留米の恵みを凝縮した「久留米の地酒」を楽しんでみてはいかがでしょうか。



城島酒蔵びらきの様子

飲酒運転は犯罪です

- ・飲んだら乗らない。
- ・飲むなら乗らない。
- ・運転者には飲ませない。

ほとめきのお花実会

藤山町で梨の花のお花見イベントを開催します。

日 時 平成21年4月5日(日) 10:00~16:00

場 所 久留米市藤山町の梨園一帯特設会場

内 容 ◎**花見会場**(梨園内:中学生以上は入場料200円)では、梨畑を開放し、お弁当や焼き鳥・しし肉・たけのこなどの販売、梨山コンサート、乳搾り体験、野草摘みウォーク、大ジャンケン大会などが行われます。

◎**中央会場**(JAくるめ梨・ぶどう集荷場:入場無料)では、久留米の地酒や新鮮野菜、漬物・特産品の販売、お菓子づくり教室などが行われます。

お車は臨時駐車場(藤山配水場)に駐車下さい。臨時駐車場から各会場内は無料シャトルバスを運行します。

問い合わせ先 久留米市商工労働部商工政策課 TEL0942-30-9133 (前日・当日は21-5827へ)



平成22年8月から事業所税が課税されます

事業所税は、地方税法で人口30万人以上の都市が課税することを義務付けられた目的税で、道路やごみ処理などの都市環境の整備費用に充てられます。

本市は、平成17年の2月の広域合併により人口30万人を超える都市となり、同税を導入することとなりました。

課税開始の時期は、合併5年後に国から課税団体の指定を受け、その6月後から開始すると合併特例法などに定められています。

そのため、平成22年8月1日以降に事業年度が終了する事業所から事業所税の課税が始まります。

【納税義務者】

本市に所在する事業所などにおいて事業を行う法人または個人が納税義務者になります。

ただし、貸しビルなどについては、そのビルの所有者ではなく、ビルを借りて実際に事業を行っている人が納税義務者となります。

【課税標準と税率】

「資産割」と「従業者割」の2種類があり、それぞれに該当する場合は、合算して課税されます。

「資産割」は事業用家屋の延床面積1平方メートルにつき600円で、1,000平方メートル以下は免税。「従業者割」は、従業者給与総額の0.25パーセントで、従業者100人以下は免税となります。

【主な非課税施設など】

地方税法では、右の施設を非課税または課税標準の特例(控除適用)施設と定めています。

詳しくは、市ホームページで見ることができます。

問い合わせ先

久留米市市民部 市民税課
TEL0942-30-9098
FAX0942-30-9753

主な施設	資産割	従業者割
病院、診療所など	非課税	非課税
社会福祉施設など		
農林漁業生産施設		
勤労者の福利厚生施設		
法人税法の協同組合など	1/2控除	1/2控除
醸造業の製造施設	3/4控除	控除無
ホテル、旅館用施設	1/2控除	控除無

一番街プラザ(街の駅)をご利用ください。

休憩所や多世代交流の場として、街の駅「一番街プラザ」が中心商店街の一番街に2月1日にオープンしました。1階は無料休憩スペースや多目的トイレ、授乳室のほか、絵本やおもちゃを備えたキッズコーナーを設置しています。

また、聖マリア学院大学が無料相談コーナー「まちなか保健室・ほっとステーションマリア」を開設し、子育てや生活習慣病予防、高齢者健康、高次機能障害、循環機能障害に関する相談やこころの相談などに応じ、定期的に健康や子育てに関するセミナーを開催します。

同プラザでは、車イスやベビーカーの無料貸し出しを行っているほか、サークルなどのイベントや作品展示にフロアを有料で貸し出します。

2階では久留米中央地域包括支援センターが、医療・保険・福祉・介護などの高齢者の生活に関わる相談に応じます。



「一番街プラザ」室内の様子



無料貸し出しベビーカー

1階 一番街プラザ 「ほっとステーションマリア」	開館時間 11:00~19:00 水曜休館
	相談日 火・金・土・日 13:00~17:00 ※相談内容は曜日によって異なります
	TEL/FAX 0942-32-0039
2階 久留米中央地域包括支援センター	開館時間 平日8:30~17:15
	TEL0942-46-8711 FAX0942-34-7217

職業訓練センター講座案内

久留米地域職業訓練センターでは、地域労働者・求職者の方を対象に、いろいろな講座を行っています。各種資格取得講座や、目的やレベルに応じたパソコン講座など多数行っています。

講座名	期 間	受講料
宅建対策	5月8日(金)～10月16日(金) 毎週月・金曜の18:30～21:00 (ただし7/27以降は月・水・金曜) (2.5H×54回=135H)	¥60,000
1級建築施工管理技術検定 (学科)対策	4月9日(木)～6月4日(木) 毎週月・木曜の18:30～21:00及び 5/30(土)の13:00～16:00 (2.5H×16回+3H×1回=43H)	¥25,000
1級土木施工管理技術検定 (学科)対策	5月11日(月)～7月2日(木) 毎週月・木曜の18:30～21:00及び 6/27(土)の13:00～16:00 (2.5H×16回+3H×1回=43H)	¥25,000
第二種電気工事士 (筆記)対策	5月10日(日)～5月31日(日) 毎週土・日曜の9:00～12:00 (3H×7回=21H)	¥13,000

その他、ケアマネージャー対策、介護福祉士対策、日商簿記3級対策、
各種パソコン(ワード・エクセル・アクセス・JW-CAD・Auto-CAD・Photoshop・Illustrator・
Dreamweaver・弥生会計など)多数開催予定です。詳細はお気軽にお問い合わせ下さい。

申し込み・問い合わせ先 久留米地域職業訓練センター 〒839-0809 久留米市東合川5-9-10
TEL0942-44-5201 FAX0942-43-2964 <http://www.ksk.ac.jp/> E-mail : master@ksk.ac.jp

久留米コンピュータ・カレッジ 2010年春卒業予定者 求人募集

2010春卒業生就職活動始動!!



**地元久留米で
がんばります!**

久留米コンピュータ・カレッジでは2010年春卒業予定者が就職活動中です。2年間学んだことを地元久留米で活かしたい。そんな気持ちでがんばっています。

新規採用をご計画の際は、是非久留米コンピュータ・カレッジにもご連絡ください。

今年度は、Webエンジニアコースの学生が多数がんばっています。
ここ数年では、Webによるネット販売に携わる就職をした学生が増えてきています。
これから、業務においてネット活用をお考えの企業の皆様方、ぜひカレッジのWebエンジニアコースの学生をお願いいたします。

システムエンジニアコース

システム設計・システム分析・プログラム作成など業務システムの開発者、ネットワークシステムの作成・運用・管理、社内におけるコンピュータ利用の指導を目指しています。

Webエンジニアコース

インターネット・イントラネットのWebページのデザインや制作のための技術、コンテンツ作成の基礎となるCG(2D, 3D)動画、音楽、デザインなどの様々な技術を身につけ、Webページを発信するためサーバ運用の技術も修得します。

ITビジネスコース

ビジネスにおけるコンピュータの利用技術者を目指します。事務処理における文書作成、表計算ソフトの操作、簿記、経理ソフトの実習など経理会計事務、経営分析を行える人材を目指します。

求人のお問い合わせは

久留米コンピュータ・カレッジ

〒830-0051久留米市南一丁目8番1号

フリーダイヤル **0120-336770**

E-mail:soumu@kccnet.ac.jp

あなたの会社のセクシュアルハラスメント対策は万全ですか？

職場でのセクシュアルハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為です。

あなたの会社のセクシュアルハラスメント対策を点検し、男女労働者がセクシュアルハラスメントのない職場でいきいきと働くことができるような雇用管理の実現に向けて、法に沿った対策はもちろんのこと、自社に合ったより効果的な対策が講じられるよう積極的に取り組みましょう。

参考Q&A

Q-1 「職場におけるセクシュアルハラスメント」の「職場」には「宴会」も含まれますか？

A-1 「職場」とは、事業主が雇用する労働者が業務を遂行する場所を指します。労働者が通常就業している場所以外の場所であっても、労働者が業務を遂行する場所であれば「職場」に含まれます。勤務時間外の「宴会」であっても、実質上職務の延長と考えられるものは「職場」に該当しますが、その判断に当たっては、職務との関連性、参加者、参加が強制的か任意か等を考慮して個別に行う必要があります。

Q-2 事業主の措置の対象となる「労働者」は正社員だけですか？

A-2 事業主の措置の対象となる「労働者」とは、いわゆる正規労働者のみならず、パートタイム労働者、契約社員等の非正規労働者を含む、事業主が雇用する労働者のすべてをいいます。また、派遣労働者については、派遣元事業主のみならず、派遣先事業主についても自ら雇用する労働者と同様に措置を講ずる必要があります。

Q-3 セクシュアルハラスメントかどうかの判断基準はどういうことですか？

A-3 セクシュアルハラスメントの状況は多様であり、判断に当たり個別の状況を斟酌する必要があります。また、「労働者の意に反する性的な言動」及び「就業環境を害される」の判断に当たっては、労働者の主観を重視しつつも、事業主の防止のための措置義務の対象となることを考えると一定の客観性が重要です。一般的には意に反する身体的接触によって強い精神的苦痛を被る場合には、一回でも就業環境を害することとなり得ますし、継続性又は繰り返しが要件となるものであっても、明確に抗議しているにもかかわらず放置された状態の場合又は心身に重大な影響を受けていることが明らかな場合には、就業環境が害されていると解し得るものです。

「子育て応援宣言」登録企業・事業所を募集しています

成長を続ける企業経営には景気変動に左右されない長期的な人材確保の視点が不可欠です。

福岡県では経営トップに子育てしやすい就業環境づくりに取り組む内容を宣言してもらう「子育て応援宣言」登録企業・事務所を募集しています。

宣言すると…

○企業のイメージアップ、人材募集に差がつかます

登録マークを自社の広告や名刺などを使って広くPRできます。県も宣言企業の取組みをメディア等に発信していきます。優秀な人材の確保に役立ちます。

○県の入札参加資格審査で加点されます

社会的責任や社会貢献を果たしている企業として評価点加算。

○(株)商工組合中央金庫の融資が利用できます

応援宣言企業限定の金利優遇、無担保融資。
その他宣言された企業間で利用できるサービスもいろいろあります。



問い合わせ先

福岡県福祉労働部労働局 新雇用開発課
雇用均等・両立係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
TEL092-643-3586 FAX092-643-3619

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d10/kosodateouen-boshu.html>

助成金制度のご案内

試行雇用(トライアル雇用)奨励金

～平成20年12月1日から以下の方々が新たに対象となりました～

・65歳以上の高齢者

・35歳以上40歳未満の若年者等

業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、職業経験、技能、知識等により就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用(原則3か月)する場合に奨励金が支給されます。

【主な受給の要件】

以下に該当する者のうち、試行雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、公共職業安定所の紹介により試行的に短期間(原則3か月)雇用すること

- ① 45歳以上の中高年齢者(原則として雇用保険受給資格者又は被保険者資格の喪失日の前日から起算して1年前の日から当該喪失日までの間に被保険者であった期間が6か月以上あった者)
- ② 40歳未満の若年者等
- ③ 母子家庭の母等
- ④ 季節労働者(生労働大臣が指定する地域・業種に従事する者であって、各年度の10月1日以降に特例受給資格者として離職した65歳未満の者)
- ⑤ 中国残留邦人等永住帰国者
- ⑥ 障害者
- ⑦ 日雇労働者・住居喪失不安定就労者・ホームレス

その他の詳細については最寄りのハローワークにお問い合わせください。

【受給額】 対象労働者1人につき、月額40,000円 支給上限:3か月分まで

若年者等正規雇用化特別奨励金

年長フリーター等・内定取消された学生等の正規雇用を支援します!

『年長フリーター及び30代後半の不安定就労者』又は『採用内定を取消されて就職先が未定の学生等』を正規雇用する事業主が、一定期間毎に引続き正規雇用している場合に奨励金が支給されます。

【対象者を雇い入れた場合、中小企業は100万円、大企業は50万円が支給されます】

(奨学金は、正規雇用開始から6ヶ月経過後、3回に分けて支給されます。)

年長フリーター等(25歳以上40歳未満)を正規雇用する場合	
直接雇用型	・ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークからの紹介により正規雇用する場合 ・対象者の雇入れ日現在の満年齢が25歳以上40歳未満 ・雇入れ日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった者、その他職業経験、技能、知識等の状況から奨励金の活用が適当であると認められた者
トライアル雇用活用型	・ハローワークからの紹介によりトライアル雇用として雇入れ、トライアル雇用終了後引続き同一事業所で正規雇用する場合 ・トライアル雇用開始日の満年齢が25歳以上40歳未満 ・トライアル雇用開始日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった者
有期実習型訓練修了者雇用型	・有期実習型訓練修了者を正規雇用する場合 ・有期実習型訓練終了後の雇入れ日現在の満年齢が25歳以上40歳未満
採用内定を取り消された方(40歳未満)を正規雇用する場合	
・ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、採用内定を取り消されて就職先が未決定の新規学校卒業者をハローワークの紹介により正規雇用する場合 ・対象者の雇い入れ日現在の満年齢が40歳未満	

正規雇用する場合は、『雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者(ただし1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く)として雇用する場合』を指します。

■ 高齢者雇用開発特別奨励金

【主な受給の要件】

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者をハローワーク又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者の紹介により一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れること（1年以上継続して雇用することが確実な場合に限る。）

【支給対象となる対象労働者のおもな要件】

対象労働者本人が、以下のいずれの要件にも該当していることが必要です。

- ① 雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日から3年以内に雇入れられた者
- ② 雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日から起算して1年前の日から1年間に、被保険者期間が6か月以上ある者
- ③ 雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日以前1年間に被保険者期間が6か月以上あった者

【受給額】 ※半年ごとの申請となります。

対象労働者	支給額		助成対象期間
	大企業	中小企業	
週当たりの所定労働時間が30時間以上の者	50万円	90万円	1年
週当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	30万円	60万円	1年

※助成金は6か月ごとに2回に分割して支給されます。

※奨励金の支給にはその他にも一定の要件がありますので、詳しくは福岡労働局又はハローワークにお問い合わせください。

問い合わせ先 ハローワーク久留米 TEL0942-35-8609
福岡助成金センター TEL092-712-6509

緊急雇用相談窓口を設置しました！

「相談したいけど、どこに行けばよいか分からない…」
離職をよぎなくされた方を対象に求職活動や各種手続等の相談を受け
雇用関係の情報提供を行います。

問い合わせ先 久留米市庁舎2階久留米市就職情報コーナー（ハローワーク職業相談コーナー内）
TEL0942-30-9809 開設時間9時～17時15分（月曜～金曜）

市内企業・事業所の皆様へ～雇用の維持に関するお願い～

アメリカに端を発する世界的な金融危機は、株価の大幅な影響にとどまらず、既に、我が国の経済や国民生活に対しても、深刻な影響を及ぼす中、雇用失業情勢は急激に悪化しております。特に派遣労働者などの非正規労働者を中心とした雇用調整や新規学校卒業者の採用内定取消が大きな社会問題となっています。

本市における雇用情勢を見ると、12月の有効求人倍率が0.56倍と前年同月比0.26ポイント低下し、昨年5月に平成16年1月以来の0.5倍台となって以降、低数値で推移しており、さらなる雇用環境の悪化が懸念されるところです。

市内企業・各事業所におかれましては、厳しい経済情勢ではありますが、引き続き、雇用の維持及び離職を余儀なくされた方の雇用機会の拡大に努めていただきますようお願いいたします。

久留米市におきましては、緊急経済・雇用対策として、緊急経営支援資金の大幅な増額や公共事業の前倒し、また、国の緊急雇用創出事業等に速やかに取り組み雇用創出を図るとともに、緊急雇用相談窓口の開設や再就職支援のための各種就職支援事業による就職支援体制の整備・充実に努めています。

今後とも、地域経済の安定・活性化を図り、雇用機会の創出及び雇用の維持・安定に向け取り組んで参りますので、これらの取り組みに対しましてもご理解とご協力をお願いいたします。

雇用維持に努力される事業主の皆様へ

～雇用助成金制度等が拡充されました～

金融危機や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、解雇を避け、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向させることによって雇用を維持する場合にその一部を助成する「雇用調整助成金制度」等が拡充されました。

〈注1〉平成20年12月に「中小企業緊急雇用安定助成金制度」が創設されています。

下記の【見直し後】の中小企業の記載は「中小企業緊急雇用安定助成金」の内容となります。

<主な見直しの内容>

内 容		平成20年度当初	見直し後
生産量要件	大企業	最近6ヶ月の生産量が前年同期比10%以上減	最近6ヶ月の生産量が前年同期比10%以上減 最近3ヶ月の売上高又は生産量が直前3ヶ月または前年同期で5%以上減
	中小企業		①最近3ヶ月の売上高又は生産量が直前3ヶ月または前年同期で減 ②前期決算等が赤字 生産量が5%以上減の場合不要
雇用量要件		最近6ヶ月の雇用量が前年同期比不増	要件を撤廃
助成率	大企業	1/2	2/3
	中小企業	2/3	4/5
教育訓練費	大企業	1,200円	1,200円
	中小企業		6,000円
支給限度額		1年間 100日 3年間 150日	1年間 200日 3年間 300日
クーリング期間		あり	要件を撤廃
休業規模	大企業	1/15以上	要件を撤廃
	中小企業	1/20以上	
対象労働者		被保険者期間が6ヶ月以上	被保険者：期間を問わず全員 被保険者以外：雇用期間6ヶ月以上
短時間休業の対象		・事業所単位で1時間ごと ・労働者単位で1日ごと	以下の休業を新たに追加 ・労働者単位で1時間ごと

問い合わせ先 ハローワーク久留米 TEL0942-35-8609 福岡助成金センター TEL092-712-6509

商工労働ニュース2009
春号 3月27日発行

商工労働ニュースに関するご意見・ご要望・お問い合わせは

〒830-8520 久留米市城南町15-3 FAX 0942-30-9715(両課共通)

久留米市商工労働部労政課 TEL 0942-30-9046
E-mail: rousei@city.kurume.fukuoka.jp

久留米市商工労働部商工政策課 TEL 0942-30-9133
E-mail: syoko@city.kurume.fukuoka.jp

事業主の皆様へ

従業員の方々へ、
商工労働ニュースの
回覧をお願いします!